

公共工事の前払金に関する規則

平成27年 3月30日規則第75号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事又は測量に要する経費の前払金に関して規定することを目的とする。

(前払の対象及び率)

第2条 前条に規定する工事又は測量(以下「工事等」という。)に関しては、当該工事等の請負人に対し、次の各号に掲げる工事等の区分に応じて、当該各号に定める割合を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。

(1) 土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)

で請負代金額が1,000,000円以上のもの 請負代金額の4割

(2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で請負代金額が1,000,000円以上のもの 請負代金額の3割

(3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で請負代金額が1,000,000円以上のもの 請負代金額の3割

2 前項第1号に掲げる工事が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとなったときは、同項の規定により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の2割を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること

(4) 当該工事において、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合契約規則(平

成26年規則第7号)第52条第2項に規定する部分払の請求がされていないこと

(債務負担行為に基づく数会計年度にわたる契約の取扱い)

第3条 前条第1項第1号又は第3号に掲げる工事について債務負担行為に基づき数会計年度にわたる契約を締結する場合(国との協議等により当該工事に係る予算執行の計画が調整されている場合その他契約の性質上、管理者が各会計年度ごとに前払金を支払うことが適当でないと認める場合を除く。)における同条の規定の適用については、同条第1項中「前払金」とあるのは「各会計年度ごとに前払金」と、同項第1号中「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の予定される出来高に相応する請負代金額(以下「出来高予定額」という。)の」と、同項第3号中「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の」と、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号」と、「請負代金額の2割」とあるのは「各会計年度ごとに、当該会計年度の出来高予定額の2割」と、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事の実施期間」と、同項第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度における工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、同項第4号中「おいて、」とあるのは「おいて、当該会計年度における次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号の規定による前払金の請求を行った後に」とする。

2 会計年度の第4四半期において前項に規定する契約を締結する場合における同項の規定の適用については、当該契約を締結した会計年度及びその翌会計年度を併せて1の会計年度とみなすことができる。

3 前2項の場合において、当該会計年度の前年度末における出来高に相応する請負代金額が当該会計年度の前年度までの出来高予定額に達しないときは、当該請負代金額が当該出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前払金を支払わないものとする。

(前払金の追加払等)

第4条 前払金の支払後、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の請負代金額が当初の請負代金額の2割以上増減した場合においては、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を追加して支払い、又は返還させることがある。

2 前払金の支払後、請負代金額が減額により第2条第1項各号に定める金額未滿となったときは、同条の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

(前払金の返還)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき
- (2) 請負契約を解除したとき

附 則

この規則は、公布の日から施行する。